

(お知らせ)



平成22年7月16日
日本原子力発電株式会社

他プラントにおける保守管理の不備等の根本原因分析を踏まえた 組織的要因等に関する確認結果について

当社は、平成22年4月30日に、経済産業省原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)から、他プラントにおける保守管理の不備等を踏まえ、保守管理の仕組みに関して同様な問題がないかを確認するよう指示^(※1)を受けました。

東海第二発電所及び敦賀発電所について確認した結果、他プラントにおいて明らかとなった点検計画表策定段階の問題、点検の実施段階の問題、点検実績の反映段階の問題については、当社の保守管理の仕組みに同様な問題はなく、仮に誤りが発生した場合においても適切に是正がなされ、不適合状態が長期間放置されない仕組みとなっていることを確認しました。
(6月3日お知らせ済み)

さらに、6月11日に、保安院から他プラントの保守管理の不備等の根本原因分析を踏まえた組織的要因等に関して同様な問題がないかを確認するよう指示^(※2)を受けました。

この指示に基づき、東海第二発電所及び敦賀発電所について確認した結果、他プラントが行った根本原因分析により明らかとなった問題については、いずれも適切に対応がなされており、同様な問題がないことを確認し、その結果について、本日、保安院に報告しました。

当社としては、今後とも、品質保証活動及び安全文化醸成活動の中で、継続的に改善を行い、類似事象の発生防止に努めてまいります。

※1：平成22年4月30日付け「中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の報告に係る各社への確認について(指示)」(平成22・04・30原院第1号)

※2：平成22年6月11日付け「中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の最終報告に係る各社への確認について(指示)」(平成22・06・09原院第1号)

添付資料：保守管理の不備等の根本原因分析を踏まえた組織的要因等に関する確認結果について(概要)

以上

保守管理の不備等の根本原因分析を踏まえた
組織的要因等に関する確認結果の報告について(概要)

○確認結果

中国電力株式会社の保守管理の不備等の最終報告における根本原因分析により、原子力部門の業務運営の問題、不適合管理の仕組みの問題、安全文化に関する意識の問題が明らかとなったことから、東海第二発電所及び敦賀発電所について確認した結果、いずれも適切な対応がなされており、同様な問題がないことを確認しました。

(1)原子力部門の業務運営の問題

中国電力株式会社では、規制要求事項の変更について、速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分でなく、適切な対応ができなかったという問題がありました。

当社においては、規制要求の変更が見込まれる場合には、電気事業連合会等の関係箇所から適宜情報を入手するとともに、速やかに対応するよう、その内容・規模に応じた社内体制を確立(本店、発電所を含む横断的なワーキンググループの設置等)しています。

(2)不適合管理の仕組みの問題

中国電力株式会社では、不適合管理が適切に行われず、また、不適合の判断が限られた箇所決定されるなど、不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していたという問題がありました。

当社においては、平成18年に発生した東海第二発電所の可燃性ガス濃度制御系に係る不適合を受けて、不適合管理の厳格化を図っており、不適合管理要項に基づき、不適合の判断から対策の立案、処置までを確実に行っています。

(3)安全文化に関する意識の問題

中国電力株式会社では、安全文化要素のうち「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」が組織として不足していたという問題がありました。

当社においては、「報告する文化」に関しては、兆候を確認した時点で通報連絡すること、要否の判断に迷ったときは必ず連絡すること、情報収集に時間を要する場合はまず一報を連絡することとし、これらを通報連絡三原則として、平成17年に社内統一ルールとして定め、実践しています。また、「常に問いかける姿勢」については、全社員が「私の実践目標」を設定し、これを実践していくとともに、毎年10月の「風土・体質改善強化月間」の機に振り返る活動を行っています。

○今後の対応

当社においては、今後とも、品質保証活動及び安全文化醸成活動の中で、継続的に改善を行い、類似事象の発生防止に努めてまいります。

以 上